

皆さんからのご意見やご要望と、その回答を紹介します。

お願いがあります。

国民健康保険証は家族(世帯)に1冊ではなく、一人一人がカードなどで持てるようにはならないでしょうか。社会保険などでは、そのような取り組みをしているところもあるようです。

離れて暮らしている家族がいるときは、とても不自由しています。検討をお願いします。

市長がお答えします。

国民健康保険被保険者証のカード化につきましては以前から、県内市町と共同で検討してきました。その結果、今年10月1日の更新から一人一人にカード式の保険証を交付する予定となりました。

お手紙では、「離れて暮らしている家族がいる状況で、保険証が家族に1冊では不便」とのことですが、仕事などで一時的に住所地から離れて生活する場合は、元の保険者証とは別に、住所地から離れて暮らす方に対して保険者証を交付することができます。しかし、国民健康保険は原則として、現在お住まいの住所地で加入する制度ですので、状況によっては交付することができない場合もあります。

このように、現在でも対応できる場合がありますので、ぜひ一度、窓口である市民課国保年金係にご相談ください。

※内容は一部要約しています。

ご意見やご提案、ご要望などをお待ちしています。

あて先 日光市長 齋藤文夫
 ○手紙 〒321-1292
 日光市今市本町1番地
 ○FAX 0288-21-5545
 ○Eメール(市ホームページからも送信できます)
 hishokouhou@city.nikko.lg.jp



防災資機材を整備しました

コミュニティ助成事業

(財)自治総合センターでは、市町村やコミュニティ組織に対して宝くじの売上金の一部を助成する事業を行っています。この助成事業は、コミュニティの健全な発展と自治宝くじの普及広報を目的としています。

市ではこの助成を受け、稲荷町1丁目自主防災会に投光器や折りたたみリヤカー、ワンタッチテントなど、稲荷町3丁目自主防災会に二ツ折担架や発電機、二連はしごなどの防災資機材を整備しました。

皆さんで大切に使用し、地域の防災力を高めましょう。

くわしくは
 総務課 行政係 ☎21-5130



稲荷町1丁目自主防災会の防災資機材



稲荷町3丁目自主防災会の防災資機材



病後児保育室「あいあい」



病後児保育室「ほほえみ」

ご存じですか？

病後児保育

市では、子育て支援の一環として、「社会福祉法人 明神保育園」へ病後児保育室「あいあい」の運営を委託しています。また、4月には、市立所野保育園の敷地内にも、市内で2番目となる病後児保育室「ほほえみ」を開所しました。

病後児保育とは

子育てと就労の両立を支援することを目的としています。保育園・小学校などに通っている幼児・児童が、病気やけがの回復期でもう少し家庭での看護が必要にもかかわらず、仕事などで看護ができない場合に、一時的に幼児・児童を預かる事業です。

対象となる幼児・児童

市内に居住し、病気やけがの回復期にあるため集団保育が困難で、保護者の勤務の都合や傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育ができない幼児・児童。 ※0歳児から小学年までが対象です。

対象となる症状

入院の必要はないが、安全の確保に配慮を要する状態。

対象となる病気

- 風邪や下痢など乳幼児が日常かかりやすい病気
- はしか、水ぼうそうなどの感染性の病気
- ぜんそくなどの慢性的な病気
- やけど、骨折などのけが

保育時間

午前8時30分から午後5時30分まで
 ※土曜・日曜日、祝日、年始年末は除きます。

定員

各施設で、1日当たり4名
 ※電話などで、利用状況を事前に確認ください。

利用料金

| 利用者の世帯区分 | 負担金(1日) |
|----------|---------|
| 生活保護世帯 | 無料 |
| 市民税非課税世帯 | 500円 |
| その他の世帯 | 2,000円 |

利用方法

利用を希望する保護者の方は利用登録が必要です。利用当日は、診療情報提供書(医療機関が病後であることを証明する書類)と利用申請書をご提出ください。

施設名および所在地

- 病後児保育室「ほほえみ」
 所野689番地8(所野保育園敷地内)
 病後児保育室「あいあい」
 明神274番地1(明神保育園敷地内)

申込先及びくわしくは

- 子育て支援課 ☎(21)5186
- 健康福祉課 ☎(54)1110
- 所野保育園 ☎(53)1411
- 明神保育園 病後児保育室 ☎(27)3788

皆さんのクリーンエネルギーの利用を応援します！ 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

市では皆さんのクリーンエネルギー利用を支援し、地球温暖化防止対策を推進するため、太陽電池出力に応じて1kw2万円、最高10万円まで住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を助成します。補助対象者 市税や公共料金を完納し、平成21年2月28日までにすべての工事と手続きが完了できる次の①または②に該当する方

- ① 自ら居住する市内の住宅に設置する方
- ② 設置が完了している市内の住宅を自ら居住するために購入する方

補助対象事業 次の①から③のす

- ① 低圧配電線および逆潮流ありで連結をするもの
 - ② 未使用のもの
 - ③ 電力会社と電灯契約や余剰電力の販売契約を締結できるもの
- ※設置は、市の補助金交付決定通知を受けてから行ってください。
 申込方法 申請書に記入の上、必要書類を添えて申し込む
 ※申請書は環境課と各総合支所市民課で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。
 くわしくは 環境課 環境係 ☎(21)5152